

日米の知財高裁における 進歩性判断の変化

— その及ぼす影響、対処する方策を考える —

日時
平成 24年 11月 14日 (水)
10時～16時10分 (開場9時30分)

近時、日本の知財高裁は、進歩性判断に係る審決取消訴訟において、従来とは異なる判断手法を取る傾向にあります。また、米国CAFCは、非自明性判断について、従前より柔軟な判断をするようになりました。そこで、日米の裁判例を分析し、近時の進歩性判断の判断手法を検討するとともに、その及ぼす影響、対処する方策を考えたいと思います。

是非、この機会に多数ご参加くださいますよう、ご案内申し上げます。

日本弁理士会会員の皆様へ

(財)経済産業調査会は、日本弁理士会の継続研修を行う外部機関として認定されています。この研修は、日本弁理士会の継続研修として認定を申請中です。この研修を修了し、所定の申請をすると、5単位が認められる予定です。

講師:

ユアサハラ法律特許事務所
弁護士・弁理士

牧野 利秋 氏

ユアサハラ法律特許事務所
弁護士・米国NY州弁護士

磯田 直也 氏

ユアサハラ法律特許事務所
弁護士・弁理士・博士(理学)

末吉 剛 氏

参加料:各1名につき(資料代・消費税込)

特別会員	普通会员・ 知財会員	特許ニュース 購読者	一般
10,000円	15,000円	18,000円	23,000円

場所:

銀座会議室(三丁目)6階C室

東京都中央区銀座3-7-10 松屋アネックスビル

(東京メトロ銀座線・日比谷線銀座駅下車A12番出口
より徒歩約2分)

内 容

1. 進歩性判断に係る審決取消訴訟における判断手法の変化

(牧野 利秋 氏)

進歩性の判断に係る審決取消訴訟において、知財高裁は、当該発明の要旨の認定あるいは引用発明との一致点や個々の相違点の認定判断の誤りがあれば原則として審決を取り消すという従前の運用を改め、仮に審決がこれらの認定判断を誤ったとしても、容易想到であるかどうかの結論において誤りがなければ、審決を維持するという判断手法を取る傾向にあるといえます。この傾向を示す裁判例を検討し、その及ぼす影響、対処する方策を考えてみたいと思います。

2. 米国CAFCにおける非自明性判断の傾向

(磯田 直也 氏)

米国における非自明性 (non-obviousness) の判断は、2007年のKSR事件連邦最高裁判決を契機として、従前の硬直的なTSMテスト (教示[teaching]-示唆[suggestion]-動機[motivation]テスト) を適用する運用から、より柔軟な判断がなされるようになりました。一部では、特に先行技術の組み合わせによる非自明性が否定されることが多くなったとも言われています。本セミナーでは、KSR事件判決後の非自明性の判断の傾向について、同判決以後のCAFC判決を中心にご紹介いたします。

3. 知財高裁における「課題」重視の傾向及び「動機付け」判断手法の変化

(末吉 剛 氏)

最近の知財高裁の判決には、進歩性の判断にあたり、従前とは異なる傾向も見受けられます。例えば、課題を重視するもの、動機づけに関し個々の事情を丁寧に取り上げるものが増えています。その一方、「課題」に関する混乱や、結果として技術分野を細分化し、分野間の適用を否定するおそれも生じています。本セミナーでは、最近の傾向について紹介いたします。

最新のセミナー情報がご覧になれます

<http://www.chosakai.or.jp/seminar/seminar-annai.htm>

経済産業調査会 セミナー

検索

「日米の知財高裁における進歩性判断の変化」参加申込書 (H24. 11. 14開催)

ご所属名	電話
	FAX
	E-mail
ご住所 〒	
参加者	
お名前	部署名
お名前	部署名
お名前	部署名
備考欄	
申込先	FAX : 03-3535-4884 E-mail : seminar@chosakai.or.jp
	財団法人 経済産業調査会 〒104-0061 東京都中央区銀座2-8-9 電話 03-3535-4881